



# 参考資料①

金融庁  
平成25年3月

## 中小企業金融円滑化法について

平成21年12月3日公布・4日施行、平成23年3月31日までの時限法として制定  
平成23年3月の延長(1年間)を経て、平成24年3月に、平成25年3月31日まで1年延長【最終延長】

### 金融機関の努力義務

- ・金融機関は、中小企業又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、貸付条件の変更等を行うよう努める。

### 金融機関自らの取組み

- ・金融機関の責務を遂行するための体制整備。 ・実施状況と体制整備状況等の開示。

### 行政上の対応

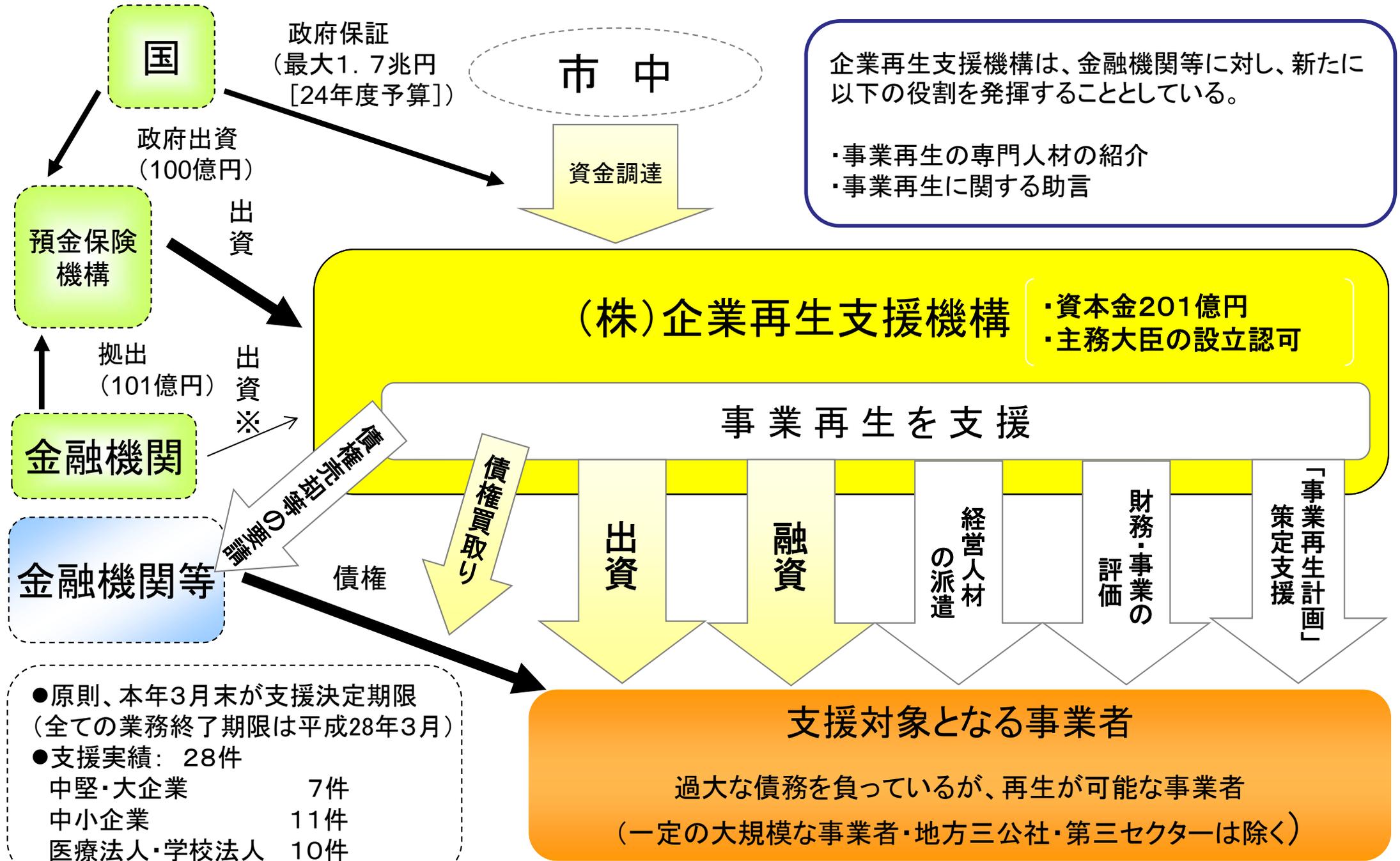
- ・実施状況の当局への報告。 ・当局は、報告をとりまとめて公表。

## 中小企業金融円滑化法の実施状況について

- ・貸付条件の変更等の実行率が9割を超える水準で推移するなど、その取組みは定着。  
平成24年9月末現在 申込:369万件 実行:343万件(法施行時からの累計)

- ・一方で、貸付条件の再変更等が増加(足元では条件変更を受けた先の約8割を占める)。  
また、貸付条件の変更等を受けながら経営改善計画が策定できていない中小企業者も存在。

# 企業再生支援機構の概要



※101億円のうち、5億円は農林中金が機構へ直接出資。

# 中小企業再生支援協議会の概要

## 中小企業再生支援全国本部

各地の  
協議会を  
サポート

- 支援実績（平成15年2月～24年12月）

再生計画策定件数	3,537件
相談取扱い企業数	26,377件

## 中小企業再生支援協議会（全国47都道府県）

・産業活力再生措置法に基づき、商工会議所等の認定支援機関に設置

### 事業再生を支援

金融機関間の調整

財務・事業の  
評価

「再生計画」  
策定支援

金融機関等

債権

## 支援対象となる事業者

過剰債務等により経営環境が悪化しているが、再生が可能な中小企業

# 「中小企業支援ネットワーク」の概要

- 地域内の金融機関同士であっても、経営改善や再生に対する目線や姿勢が異なるため、普段からの情報交換や経営支援施策、再生事例の共有等により、経営改善や再生の目線を揃え、面的な経営改善、再生のインフラを醸成し、地域全体の経営改善、再生スキルの向上を図る。
- 参加機関間の連携強化により、各機関が有する専門知識を円滑に活用できる関係の構築を図る。
- 地域毎(県単位を想定)に「中小企業支援ネットワーク」を構築。活動内容、開催頻度、参加者等は地域の実情に応じて決定。
- 各地域における自律的な取組として、地元中小企業の迅速な経営改善・事業再生を促進するため、地方公共団体、協会、協議会、経営支援機関等を中心に関係機関が連携を図り、中小企業を支援する枠組を構築済み。

## ～中小企業支援ネットワーク

### 参加機関の連携促進



(事務局が地方公共団体や再生支援協議会の場合もある)

- 参加機関: 地域金融機関、信用保証協会、政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、企業再生支援機構、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、経営支援機関(商工会、商工会議所等)、地方公共団体、財務局、経産局等
- 活動: 定期的(年2~3回程度)に、情報交換会や研修会(施策ツールの紹介、地域金融機関による再生支援の取組、再生手法に関連する勉強会等)により、地域全体の経営改善、再生スキルの向上を図る。



# 参考資料②

## ( A B L、資本性借入金 )

# ABL(動産・売掛金担保融資)の積極的活用について

○ ABL(Asset Based Lending: 動産・売掛金担保融資)とは、企業が保有する「在庫」や「売掛金」などを担保とする融資

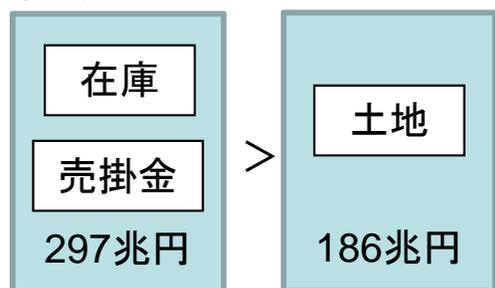
## 現状

- 金融機関の融資の担保は、「不動産担保」が中心で、「動産・売掛金担保」はあまり活用されていない。

(参考1)

地域金融機関の場合、融資の担保の9割超が「不動産担保」。

(参考2)



## 対応策

### ● 検査マニュアルの「一般担保」要件の明確化

- 具体的にどのような担保管理を行えば、「一般担保」(客観的な処分可能性がある担保)の要件に合致するかがより明確になるよう、金融実務も踏まえつつ、適切と考えられる担保管理手法を例示。

### ● 検査における検証方針の明確化

- 「動産・売掛金担保」を「一般担保」として取り扱っている場合、その適切性を金融検査で検証する際には、当面、PDCAサイクルが機能していれば、金融機関の取組みを尊重する方針を明確化。

### ● 「自己査定基準」における担保掛け目の明確化

- 検査マニュアルに「動産・売掛金担保」の標準的な掛け目の水準を新たに記載(動産担保:評価額の70%、売掛金担保:評価額の80%)。

その他、

- 「電子記録債権」の自己査定上の取扱いの明確化(※1)
- 「貸出条件緩和債権」に該当しない場合の明確化(※2)についても措置

## 効果

### ● 借手企業

- これまで担保としてあまり活用されてこなかった「動産・売掛金担保」を活用することにより、資金調達枠が拡大。

### ● 金融機関

- 新規融資につながる。
- 企業の経営実態をより深く把握することが可能となり、信用リスク管理が強化。

(※1) 電子記録債権のうち、「決済確実な商業手形」に準じた要件を満たすものについては、「優良担保」として取り扱うことを、検査マニュアルにおいて明確化。

(※2) 仮に中小企業が経営改善計画を策定していない場合でも、金融機関がABLにより、当該企業の実態を把握した上で、経営改善の資料を作成している場合には、現行の検査マニュアル[中小企業融資編]の考え方に照らし、これを「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、「貸出条件緩和債権」には該当しない取扱いとすることを明確化。

# 「資本性借入金」について

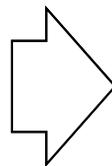
○ 借手企業の資本充実策の一環として、「資本性借入金」の積極的な活用を推進するために・・・

◎ 「資本性借入金」の要件を明確化（平成23年11月）

【従前】特定の貸付制度を例示

〔例示された貸付制度〕

- 償還条件：15年
- 金利設定：業績悪化時の最高金利0.4%
- 劣後性：無担保（法的破綻時の劣後性）



【明確化後】条件を直接明記

- 償還条件：5年超（期限一括償還）
- 金利設定：業績悪化時には低金利
- 劣後性：一定の条件を満たす場合には  
「担保の解除」は要しない

【効果】

- ・ 長期間にわたり返済負担が軽減されるため、企業の資金繰りが改善 ⇒ 経営改善支援に効果的
- ・ 金融検査上、融資が資本とみなされることにより、企業の実態的な財務内容が改善  
⇒ 債務者区分のランクアップが可能に（⇒ 金融円滑化， 事業再生）

【今回の措置】

◎ 「資本性借入金」の税務上の取扱いを明確化（平成25年2月）

「資本性借入金」に条件変更すると、金融機関は、貸倒引当金を積む必要があるが、従来は「損金処理」していなかった。

「損金処理」により、金融機関の更なる活用を推進

以下のいずれかの場合に、損金処理が認められることを明確化（国税庁と調整済み）

- ①「債権者集会の協議決定」等で、
  - ・ 債務免除とともに「資本性借入金」に条件変更した場合
  - ・ メイン行が債務免除、非メイン行が「資本性借入金」に条件変更した場合
- ②「特定調停」で「資本性借入金」に条件変更した場合